

兵庫県公報

平成29年2月14日 火曜日 第2874号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 国土調査の成果の認証（同）	2
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	2
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置及び構造等の変更許可申請の概要（水大気課）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○ 神戸国際港都建設道路事業の認可（道路街路課）	7
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	8
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	8
○ 道路の位置指定（建築指導課）	8
○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定（阪神北県民局）	9
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9
○ 同 上（同）	10
○ 落札者等の公示（県立但馬技術高等学校）	10
病院局公告	
○ 兵庫県立病院未収金回収業務委託選定に係るプロポーザルの実施	10
教育委員会規則	
○ 兵庫県教育委員会行政組織規則及び兵庫県立考古博物館管理規則の一部を改正する規則	12

公布された法令のあらまし

- 兵庫県教育委員会行政組織規則及び兵庫県立考古博物館管理規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第1号）
兵庫県立考古博物館の分館が設置されることに伴い、関係規則について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第123号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成29年2月14日

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市和田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住 所
理事	岡野光廣	神戸市西区押部谷町和田100番地
同	岡野弘	同 市同区押部谷町和田209番地
同	高塚雅弘	同 市同区押部谷町和田333番地
同	藤本孝樹	同 市同区押部谷町和田293番地の1
同	石垣重信	同 市同区押部谷町和田194番地

同	高 塚 紀 夫	同	市同区押部谷町和田336番地
同	藤 本 智	同	市同区押部谷町和田289番地
同	石 垣 孝 博	同	市同区押部谷町和田206番地
同	小 池 孝 雄	同	市同区平野町堅田1110番地
監 事	藤 本 正 憲	同	市同区押部谷町和田294番地
同	栗 西 均	同	市同区押部谷町和田207番地の3
同	政 井 泰 次	同	市同区平野町堅田338番地

就任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	岡 野 光 廣	神戸市西区押部谷町和田100番地
同	岡 野 弘	同 市同区押部谷町和田209番地
同	高 塚 雅 弘	同 市同区押部谷町和田333番地
同	藤 本 孝 樹	同 市同区押部谷町和田293番地の1
同	高 塚 紀 夫	同 市同区押部谷町和田336番地
同	藤 本 智	同 市同区押部谷町和田289番地
同	岡 野 芳 春	同 市同区押部谷町和田72番地
同	藤 本 睦	同 市同区押部谷町和田305番地
同	小 池 孝 雄	同 市同区平野町堅田1110番地
監 事	藤 本 正 憲	同 市同区押部谷町和田294番地
同	栗 西 均	同 市同区押部谷町和田207番地の3
同	政 井 泰 次	同 市同区平野町堅田338番地



兵庫県告示第124号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成29年 2月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
加西市
- (2) 調査を行った期間
平成23年12月から平成27年3月まで
- (3) 成果の名称
加西市上道山町（大字上道山の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
加西市上道山町の一部
- (5) 認証年月日
平成29年2月2日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成25年2月から平成27年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市松帆志知川の一部（松帆志知川Ⅰ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市松帆志知川の一部
- (5) 認証年月日
平成29年2月2日



兵庫県告示第125号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があった

ので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成29年 2月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
兵庫県南あわじ市福良乙1653-22 小林 新 治 同 市賀集1028 柏 木 顕二郎	福良	福良漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成29年 2月14日から同月28日まで
- (2) 縦覧場所 福良加入区 南あわじ市福良丙28 福良漁業協同組合



兵庫県告示第126号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年 2月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市波賀町引原字セツ谷222の28、222の31、字シソヅカ谷228の10、228の11、字ハサリ264の8
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第127号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年 2月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
多可郡多可町加美区多田字鯛中804の3の2、804の4から804の7まで、804の12、804の13、字谷ヶ692の5から692の9まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字鯛中804の3の2・804の5・804の6・804の12・804の13・字谷ケ692の9（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第128号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項及び同法第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置及び構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置及び構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社タカハタ
香川県高松市三谷町3234—10
代表取締役 高 畑 洋 輔
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社タカハタ兵庫工場
宍粟市山崎町五十波17—13
- (3) 特定施設に関する事項

ア 設置

種	類	17号 湯煮施設 (No. 1)		17号 湯煮施設 (No. 2)	
能	力	120kg/時		180kg/時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後2週間		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		6時～16時 10時間		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	11～13	11～13	11～13	11～13
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	3,500	4,000	3,500	4,000

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	2,500	3,000	2,500	3,000
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	750	1,000	750	1,000
	窒素含有量 (単位 mg/L)	250	300	250	300
	磷含有量 (単位 mg/L)	35	40	35	40
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)		150	200	150	200
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		4	5	4	5

イ 構造等の変更

種 類	17号 湯煮施設 (No. 3、4)				
変更前後の区分	変更前		変更後		
能 力	240kg/時		同 左		
工事着手予定年月日	既 設		同 左		
工事完成予定年月日	既 設		同 左		
使用開始予定年月日	—		許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6時30分～13時 6時間30分		6時30分～15時 8時間30分		
使用時間の季節的変動の概要	な し		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	11～13	11～13	11～13	11～13
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	3,500	4,000	3,500	4,000
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	2,500	3,000	2,500	3,000
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	750	1,000	750	1,000
	窒素含有量 (単位 mg/L)	250	300	250	300
	磷含有量 (単位 mg/L)	35	40	35	40
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	150	200	150	200	

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	4	5	4	5
--------------------------------------------------	---	---	---	---

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	排水処理施設							
		変更前				変更後			
変更前後の区分									
型	式	デンセツ商事株式会社製				同 左			
構	造	コンクリート製				同 左			
主要寸法		19m×24m×6.5m				同 左			
能力		580m ³ /日				同 左			
汚水等の処理方式		循環脱窒+接触ばっ気+凝集沈殿、循環脱窒+活性汚泥+凝集沈殿				同 左			
工事着手予定年月日		既 設				許可後			
工事完成予定年月日		既 設				着手後6週間			
使用開始予定年月日		—				完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続				同 左			
使用時間の季節的変動の概要		な し				同 左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	5~9	5~9	5.8~8.6	5.8~8.6	5~9	5~9	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,000	1,200	12	25	800	1,000	10	20
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	550	700	12	25	450	550	10	20
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	500	650	12	30	500	600	12	30
	窒素含有量 (単位 mg/L)	80	100	12	25	60	80	12	25
	リン含有量 (単位 mg/L)	10	12	0.6	1.2	10	12	0.6	1.2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	120	150	5未満	5	50	100	5未満	5
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大量 (単位 m ³ /日)		220	260	220	260	440	520	440	520

(5) 排出水の汚染状態及び量

変 更 前 後 の 区 分		変 更 前		変 更 後	
排 水 口 名		No. 1	No. 2	No. 1	No. 2
排 水 量 (単位 m ³ /日)	通 常	220	雨 水 専 用 排 水 口	440	変 更 な し
	最 大	260		520	
水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通 常	5.8~8.6		5.8~8.6	
	最 大	5.8~8.6		5.8~8.6	
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	12		10	
	最 大	25		20	
化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	12		10	
	最 大	25		20	
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	12		12	
	最 大	30		30	
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	12		12	
	最 大	25		25	
燐 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	0.6		0.6	
	最 大	1.2		1.2	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通 常	5未満	5未満		
	最 大	5	5		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成29年 2月14日から同年 3月 7日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び宍粟市市民生活部環境課



兵庫県告示第129号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 2月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間
平成28年12月15日から平成29年 3月24日まで
- 3 作業地域
豊岡市出石町奥山、但東町畑山及び但東町小坂地内



兵庫県告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成29年 2月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称

- 神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
7.6.86号 灘中央筋線
- 3 事業施行期間
平成29年2月14日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
神戸市灘区水道筋2丁目及び3丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年2月14日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年2月14日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年2月14日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 上郡末広線	佐用郡佐用町光都1丁目319番1から 同郡同町三原字洲流279番2まで	旧	2.0から 17.0まで	1,523.0	



兵庫県告示第132号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民センター長から報告があった。

平成29年2月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 日時
平成29年3月2日（木）午後2時から午後3時まで
- 2 場所
神戸市長田区浪松町3-2-5 兵庫県西神戸庁舎 4階会議室
- 3 被聴聞者
 - 商号又は名称 有限会社ハウジングセンター兵庫
 - 代表者氏名 山本健司
 - 事務所所在地 神戸市中央区元町通七丁目3番3号
 - 免許番号 兵庫県知事(5)第10131号
 - 免許年月日 平成25年11月17日



兵庫県告示第133号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成29年2月14日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H28但馬位置 0006号	29. 1. 24	豊岡市九日市上町字サクラ653番14の一部	6. 00	27. 01
第H28但馬位置 0007号	29. 1. 24	豊岡市九日市上町字サクラ653番14の一部、 660番 1 の一部	6. 17	27. 01



兵庫県告示第134号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条第 1 項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

平成29年 2月14日

阪神北県民局長 村 上 元 伸

- 1 指定する土地等の所在地
伊丹市西野 8 丁目 5 番地
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
 - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別
土地
 - (2) 用途
駐車場（県営伊丹西野第 6 住宅）
- 3 指定する土地等の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称
兵庫県
 - (2) 住所（主たる事務所の所在地）
神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
 - (3) 代表者の氏名
井 戸 敏 三
- 4 指定する理由
阪神西部地域内武庫川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 2月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加西市北条町横尾字壺本松253番、254番、255番 1、253番地先里道
同 市北条町横尾字寺ノ前651番から655番まで、660番、661番 4、663番、666番
同 市北条町横尾字城ノ内613番 3 地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
小野市王子町868番地の 1
有限会社ネットハウジング 代表取締役 宮 下 源一朗
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年 1月31日
兵庫県指令北播（加土）（建）第 1 - 10 - 3 号（28加西）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 2月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町松尾字南向401番1、404番1、404番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市飾磨区阿成植木1125番地5
寺 崎 真 子
揖保郡太子町東出171番地43
山 本 吉 秀
揖保郡太子町東出171番地43
山 本 小 春
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年 6月23日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－8号（28太子）



落札者等の公示

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年 2月14日

契約担当者

兵庫県立但馬技術大学校長 内 田 仁

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
職業訓練用機械一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県立但馬技術大学校 豊岡市九日市上町660－5
- 3 落札者を決定した日
平成29年 1月30日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社富士通エフサス西日本本部神戸支社 神戸市中央区東川崎町1－7－4
- 5 落札金額
16,740,000円（税込み）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成29年 1月17日

病 院 局 公 告

兵庫県立病院未収金回収業務委託選定に係るプロポーザルの実施

兵庫県立病院未収金回収業務委託業者をプロポーザル方式により募集する。

平成29年 2月14日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

- 1 プロポーザルの概要
 - (1) 業務名
兵庫県立病院未収金回収業務
 - (2) 業務内容
診療費（患者負担分）等に係る未収金債権の管理及び回収業務

別途配布する「兵庫県立病院未収金回収業務委託選定に係るプロポーザル募集要領」による。

(3) 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

なお、契約期間満了後は、1年間ごとの更新を可能とするが（平成34年3月31日まで）、契約を更新しない場合は、契約期間満了の2ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

2 参加資格

以下の各号の全ての要件に該当する者

(1) 次のいずれかの要件を満たしていること。

ア 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士、又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。

イ 司法書士法（昭和25年法律第197号）第4条に規定する司法書士、又は同法第26条に規定する司法書士法人であり、第3条第2項に規定する認定司法書士（法人）であること。

(2) 未収金回収業務に関し、弁護士法第56条、同法第57条、及び司法書士法第47条、同法第48条の規定に該当しない者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 平成29年度1月1日現在、過去3カ年において、他の病院（自治体病院、国立病院、国立大学病院、一般病床100床以上の病院）における患者負担金に係る未収金回収業務の受託実績を有すること。

(6) 個人情報の取り扱いについて、関係法令のほか別添個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(7) 労働条件の確保に関する取り扱いについて、関係法令のほか別添適正な労働条件の確保に関する特記事項を遵守すること。

3 参加手続き

(1) 事務局

兵庫県病院局経営課業務班

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

電話 (078) 341-7711 内線 3450

F A X (078) 351-2883

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間

平成29年2月28日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く）の、毎日午前9時から午後5時まで。

イ 配布場所

上記3(1)または、送付依頼（上記3(1)）を行うこと。

(3) 参加表明書

ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参または郵送とする。

イ 提出期限

平成29年2月28日（火）午後5時まで（必着）

ウ 提出場所

上記3(1)に同じ

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問様式により、F A X等により行うこととする。

イ 提出場所

上記3(1)

ウ 受付期限

平成29年2月28日（火）午後5時まで（必着）

エ 回答方法

参加表明書提出者からの質問をとりまとめの上、平成29年3月7日（火）を目途に参加表明書提出者全てにF A X等で回答する。

4 企画提案書等

- (1) 提出方法
持参または郵送とする。
- (2) 提出場所
上記3(1)に同じ
- (3) 提出期限
平成29年3月7日(火)午後5時まで(必着)
- (4) 提出書類
募集要領に定める。

5 最優秀提案者等の選考、審査結果の通知等

選考は、プロポーザル方式による選考とし、参加者より提出される企画提案書等について、内容を精査した上で、最も優れた事業者を選定する。

(1) 選定方法

この募集要領に基づき提出された企画提案書等について、審査委員会で総合的に審査した上で、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

なお、提案内容の審査については、書面による審査を行い、審査委員会が必要と認めるときは、別途通知の上で、ヒアリングを行う。

(2) 評価項目及び評価基準

- ア 委託業務の目的に合致していること。
- イ 診療債権の性格を理解し、債務者への配慮すること。
- ウ 組織体制及び人員配置について、十分な体制を有していること。
- エ 委託業務に必要な知識及び経験を有する人材を確保していること。
- オ 個人情報保護に対する考え方や取組内容が適切であること。
- カ 業務実施方法など未収金回収向上に向けた取り組みが具体的かつ実現性が高いこと。
- キ 病院における同種業務の受託実績、回収実績について、十分有していること。
- ク 成功報酬率が低廉であること。

(3) 選考結果の通知

選考結果は、参加者全員に対して書面で通知する。

(4) 選考後の取り扱い

最優秀提案者として選考された者と契約交渉を行う。ただし、契約交渉が不調となった場合は、優秀提案者と契約交渉を行う。

6 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

- ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は、非公開とする。
- ウ 提出書類は、返却しない。
- エ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽を記載した者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- オ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

教 育 委 員 会 規 則

兵庫県教育委員会行政組織規則及び兵庫県立考古博物館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年2月14日

兵庫県教育委員会
教育長 高井芳朗

兵庫県教育委員会行政組織規則及び兵庫県立考古博物館管理規則の一部を改正する規則

(兵庫県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第1条 兵庫県教育委員会行政組織規則(昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第70条の20中「設置された県立考古博物館の」の右に「本館の」を加え、「である」を「であり、分館の位置は加西市豊倉町である」に改める。

(兵庫県立考古博物館管理規則の一部改正)

第2条 兵庫県立考古博物館管理規則(平成19年兵庫県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「博物館の」の右に「本館(以下「本館」という。)の」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 博物館の分館(以下「分館」という。)の開館時間は、9時から17時までとする。

第3条第1項中「博物館」を「本館」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 分館の休館日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 水曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日)
- (2) 12月28日から翌年の1月1日までの日

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。